

○病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額

平成19年4月1日公営企業局告示第7号

改正 平成20年4月1日公営企業局告示第1号 平成23年4月26日公営企業局告示第1号

平成23年7月1日公営企業局告示第4号 平成26年3月31日公営企業局告示第1号

平成26年11月21日公営企業局告示第3号 令和4年12月9日公営企業局告示第4号

令和5年3月31日公営企業局告示第2号 令和5年7月14日公営企業局告示第4号

令和6年9月30日公営企業局告示第4号 令和7年9月30日公営企業局告示第3号

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）別表のその他の給付に係る料金について、原価計算を基礎として地方公営企業管理者が定める額を次のように定める。

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合（以下「助産に係る場合」という。）であるため、次の表に定める額とするもの

種類	金額
新生児保育管理料	1人1日につき7,510円
定期検診時の妊婦指導料	1人1日につき4,900円
先天性代謝異常検査手数料	1件につき4,100円
拡大新生児スクリーニング検査料	1件につき10,000円
非侵襲性出生前遺伝学的検査料	1件につき実費相当額
非侵襲性出生前遺伝学的検査カウンセリング料	1件につき5,000円
胎盤処置料	1件につき1,100円
乳房マッサージ料	1件につき1,550円

- 2 次の表に定める額と当該定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額とするもの

種類	金額	
人工妊娠中絶世話料	3月まで	1件につき31,800円
	6月まで	1件につき54,200円
避妊リング挿入料	1件につき17,600円	

避妊リング抜去料	1 件につき8,800円
診察券再発行料	1 件につき200円
セカンドオピニオン相談料	1 件につき60分まで10,000円（1 件につき60分を超えるものにあつては、10,000円に60分を超えて30分までごとに5,000円を加算した額）
生命保険等に係る医師面談料	1 件につき2,500円
外来患者透析食事料	1 食につき600円

3 1 及び 2 に定めるもの以外のもの

種類	金額
死体処置料	1 体につき実費相当額
予防接種料	1 件につき実費相当額
レントゲンフィルム複写手数料	1 件につき実費相当額
初診時選定療養費	1 人 1 日につき7,000円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1 人 1 日につき7,000円）
再診時選定療養費	1 人 1 日につき3,000円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に

	切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、1人1日につき3,000円)
入院患者病衣使用料	1件につき実費相当額
おむつ代	1件につき実費相当額 (助産に係る場合は、当該実費相当額から消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) を減じて得た額)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品 (健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第2項第3号又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第64条第2項第3号に規定する評価療養 (以下「評価療養」という。) に該当するものに限る。) の投与に係る薬剤料	1件につき実費相当額
使用薬剤の薬価 (以下「薬価基準」という。) に記載されている医薬品の投与であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果	薬価基準に定められた価額

<p>に係るもの（評価療養に該当するものに限る。）に係る薬剤料</p>	
<p>入院期間が180日を超える入院（健康保険法第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に該当するものに限る。）に係る入院料</p>	<p>1人1日につき入院料の基本点数（以下「基本点数」という。）の100分の15に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1人1日につき入院料の基本点数の100分の15に相当する額）</p>
<p>診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）に規定する回数を超えて受けた診療（選定療養に該当するものに限る。）</p>	<p>診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、診療の点数に相当する額）</p>
<p>長期収載品（後発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品をいう。）のある先発医薬品（同条に規定する新医</p>	<p>長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に</p>

<p>薬品等をいう。)の処方等又は調剤に係る特別 の料金(選定療養に該当するものに限る。)</p>	<p>相当する額と当該相当する額に消費税法第29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税 の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70 条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得 た地方消費税の額を合計した額(その額に5円 未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円 以上10円未満の端数があるときはこれを10円 に切り上げた額)とを合算して得た額(助産に 係る場合は、長期収載品の薬価から当該長期収 載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の 算定方法の例により算定した点数に10円を乗 じて得た額に相当する額)</p>
---	--